

社会福祉法人モロナイ会寺原保育園ひまわり会会則

(名称及び事務局)

第一条 本会は、社会福祉法人モロナイ会寺原保育園ひまわり会と称し、事務局は、寺原保育園内に置く。

(組織)

第二条 本会は、社会福祉法人モロナイ会寺原保育園の園児の保護者を以って組織する。

(目的)

第三条 本会は、寺原保育園の保育活動及び運営の円滑化を援助し、園児と保護者と職員の親睦融和を目的とする。

(役員及びその選出)

第四条 1. 本会には、次の役員を置く。
(1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 会計 正・副 2名
(4) 書記 1名 (5) 会計監査 正・副 2名
(6) 運営委員 若干名 (7) 園長先生
2. 役員を選出は、総会において出席者の過半数以上の同意により選出する。

第五条 1. 会長は、本会を代表し、会の運営を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
3. 書記は、総会・役員会等の議事を記録し、連絡事務にあたる。
4. 会計は、会費の出納を行い、会計事務を正確に記録し、年度末には会計監査を受け、全会員に会計報告を行う。
5. 会計監査は、年度末には会計監査を行い、その結果を役員会及び全会員に報告する

(役員任期)

第六条 1. 役員任期は1年間とする。
2. 役員が任期半ばで辞められた場合は、その後任は、前任者のクラスより選出することとする。但し、任期は、その年度の終わり迄とする。

(総会及び役員会)

- 第七条 1. 総会は、原則として年に1度行うものとする。但し、会長が必要と認める場合は、臨時に総会を開く事が出来るものとする。
2. 総会での議決、承認には、出席者全員の過半数の同意が要するものとする。
3. 役員会の開催は、定例として4月・9月・翌3月の3回とする。なお、会長が必要と認める場合には、臨時の役員会を開催出来るものとする。
4. 役員会は、会の運営及び予算、その他の事項を審議し、役員の過半数同意を得て承認及び決定を行うものとする。

- 第八条 1. 本会の会費は、毎月500円とし、事務局に納入する。
2. 第二条・第三条の目的及び、ひまわり会慶弔規定(別紙)に基づき使用する。

(会計)

第九条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日を以って終了する。

(会則の変更)

第十条 本会の、会則の変更は、総会の議決に拠る。

以 上

附 則 本会は、平成19年4月1日より改正施行する。